

住宅・まちづくり

新宿駅東口地区地区計画 変更案の縦覧・意見書の提出等

●縦覧・意見書の提出

区内在住の方または利害関係者で案の内容に意見がある方は、意見書を提出できます。【縦覧・意見書の提出期間】2月24日(水)～3月10日(水)

【縦覧場所・意見書の提出先】新宿駅周辺まちづくり担当課(本庁舎7階) ☎(5273)4214・☎(3209)9227へ。

●案の説明動画を公開します

新宿区ホームページで案を説明する動画を配信します。説明資料や縦覧資料等も掲載します。

【配信期間】2月24日(水)～3月10日(水) ※動画を視聴する機器をお持ちでない方向けに動画視聴会を以下のとおり開催します。

【日時】3月1日(月)▶①午後2時30分～3時、▶②午後3時30分～4時(2回とも同じ内容)

【場所】区立産業会館(BIZ新宿、西新宿6-8-2)

【申込み】電話かファックス(3面記入例のほか希望時間(①②の別)を記入)で新宿駅周辺まちづくり担当課へ。各回定員40名。

西新宿地区まちづくり指針(案)についてご意見を募集します

地元町会、商店街振興組合、新宿副都心エリア環境改善委員会、新宿区等で構成する「西新宿懇談会」では、2040年を見据えて官民が連携してまちづくりを進めていくため、西新宿地区の将来像やその実現方策等を示した「まちづくり指針(案)」をまとめました。

まちづくり指針(案)は、新宿駅周辺まちづくり担当課(同懇談会事務局、本庁舎7階)で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【意見募集の期間】2月15日(月)～3月8日(月) 【意見の提出】ご意見に住所・氏名を記入し、3月8日(月)までに郵送(消印有効)・ファックスまたは直接、新宿駅周辺まちづくり担当課(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)4214・☎(3209)9227へ。

福祉

認知症に関する相談・学習会

●認知症介護者相談

【日時】3月1日(月)午後2時～4時 【会場】区役所第1分庁舎2階区民相談室 【対象】認知症の方の介護者等で心や体に悩みを抱えている方、3名

【内容】西新宿コンシェルシアクリニック精神科医師による個別相談 【申込み】2月17日(水)から電話で高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4593へ。先着順。

●認知症・もの忘れ相談

【日時・会場】▶①3月2日(火)・落合保健センター(下落合4-6-7)、▶②3月25日(木)・四谷高齢者総合相談センター(四谷三栄町10-16、四谷保健センター等複合施設4階)、いずれも午後2時30分～4時

【対象】区内在住で、もの忘れが心配な方、各日4名

【内容】医師による個別相談(相談医は①は東京医科大学病院高齢診療科医師、②は新宿区医師会認知症・もの忘れ相談医)

【申込み】2月17日(水)から電話で①は落合第一高齢者総合相談センター ☎(3953)4080、②は四谷高齢者総合相談センター ☎(5367)6770へ。先着順。

●認知症介護者家族会(学習会)

【日時】3月12日(金)午後1時30分～3時30分

【会場】榎町高齢者総合相談センター(弁天町50、牛込保健センター1階)

【対象】区内在住で認知症の方を介護しているご家族ほか、10名

【内容】講座「認知症を知る、対応を知る～認知症という病気とどう向き合うか」(講師は黒沢顕三/東京新宿メディカルセンター医師)と介護者同士の交流会

【申込み】2月17日(水)から電話かファックス(3面記入例のとおり記入)で高齢者支援課高齢者相談第二係(本庁舎2階) ☎(5273)4594・☎(5272)0352へ。

西新宿シニア活動館の催し

区内在住の50歳以上が対象です。

①カラダ目覚める

バーチャルボクシング®！ 【日時・定員】3月2日(火)午前10時30分～11時30分(10名)

【内容】ボクシングを基にした体操(講師は茂呂一雄/バーチャルボクシング®協会)



②相続と財産管理の基礎知識講座

【日時・定員】3月3日(水)午後2時～3時30分(10名)

【内容】相続と財産管理(講師は千田賢/四谷東法律事務所弁護士)



………<①②共通>………

【会場・申込み】2月17日(水)から電話または直接、同館(西新宿4-8-35) ☎(3377)9380へ。先着順。

高齢者就職面接会

複数の企業と面接できます(参加企業は1日4社程度)。参加には無料職業紹介所「新宿わく☆ワーク」への登録と事前予約が必要です。

【日時】3月8日(月)～11日(木)午前9時30分～午後1時30分

【対象】都内在住のおおむね55歳以上の方、各日20名

【持ち物】履歴書(写真を貼る。面接1社に付き1通)

【会場・申込み】2月17日(水)午前9時～3月4日(木)午後3時に電話または直接、新宿わく☆ワーク(新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟) ☎(5273)4510へ。先着順。参加企業等詳しくは、お問い合わせください。区勤労者・仕事支援センターホームページ(<http://www.sksc.or.jp>)でもご案内します。

任意後見事業説明会

●「将来」のこと 考えてみませんか？

【日時】3月17日(水)午後1時～2時30分 【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

はがき・ファックス等の記入例

講座・催し等の申し込み

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。 ※費用の記載のないものは、原則無料。 ※電子メールは、件名に講座・催し名を記入。

- ①講座・催し名
- ②〒・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号 (往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

【対象】区内在住の方または区内在住者の親族、15名

【内容】任意後見事業の内容、利用方法、利用料金ほか

【申込み】3月10日(水)までに電話かファックス・電子メール(3面記入例のほか区内在住・区内在住者の親族の別、ファックスでお申し込みの方はファックス番号を記入)または直接、区成年後見センター(高田馬場1-17-20) ☎(5273)4522・☎(5273)3082・✉skc@shinjuku-shakyo.jpへ。応募者多数の場合は初めて受講する方を優先して抽選し、結果は落選者にのみお知らせします。

シルバー人材センター 新規会員の募集

センターの会員になって就業を希望する方はインターネット説明会(約30分)または対面説明会(約1時間)を受講してください。後日、接遇研修等があります。



【対象】区内在住の60歳以上で、健康で就業意欲のある方

【仕事の例】パソコン等の事務補助、家事援助、施設管理、登下校見守り

【問合せ】同センター(新宿7-3-29) ☎(3209)3181へ。

※インターネット説明会は同センターホームページ(右図QRコード参照。 <https://www.s22s.jp/ef/1332/flow>)でいつでも視聴できます。



※対面説明会の日程等詳しくは、お問い合わせください。

後期高齢者医療制度・国民健康保険に加入している方へ

●高額介護合算療養費 ●高額介護予防医療合算サービス事業費

医療費と介護費の合算が自己負担限度額を超えた場合に払い戻します

①高額介護合算療養費

医療保険と介護保険を併せて利用する世帯の負担を軽減するため、8月～翌年7月の医療保険と介護保険の自己負担の世帯合計額が高額になった場合、限度額(下表★)を超えた金額を払い戻します。

②高額介護予防医療合算サービス事業費

上記①の自己負担の世帯合計額に、介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の世帯合計額を加えた金額が高額になった場合、限度額(下表★)を超えた金額を払い戻します。 ※いずれもすでに払い戻されている高額療養費、高額介護サービス費等は対象になりません。

【★自己負担限度額】 加入している保険が「後期高齢者医療制度と介護保険」または「国民健康保険と介護保険(70歳～74歳の方がいる世帯)」の場合

医療保険負担割合	所得区分	自己負担限度額	
3割	現役並み所得Ⅲ(住民税課税所得690万円以上)	212万円	
	現役並み所得Ⅱ(住民税課税所得380万円以上)	141万円	
	現役並み所得Ⅰ(住民税課税所得145万円以上)	67万円	
1割 (70歳～74歳の国民健康保険加入者は2割)	一般	56万円	
	住民税非課税世帯等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※「70歳未満の方がいる国民健康保険と介護保険に加入している世帯」では、限度額が異なります。詳しくは、医療保険年金課国保給付係にお問い合わせください。

【申請・問合せ】

①のうち▶後期高齢者医療制度加入者は高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562・☎(3203)6083、▶国民健康保険加入者は医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149・☎(3209)1436へ。

②は介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176・☎(3209)6010へ。

◆払い戻しには申請が必要です

該当する方には2月下旬～3月中旬に申請書を発送します

●払い戻しの対象期間は令和元年8月～2年7月

令和2年7月31日現在、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入し、左記①②の払い戻しに該当すると思われる方には、2月下旬～3月中旬に払い戻しのための申請書を発送します(払い戻しの対象期間は令和元年8月～2年7月分)。申請書に同封の案内に沿って申請してください。

◆以下の方はお問い合わせください

▶令和元年8月～2年7月に「新宿区に転入した方」「ほかの健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に変わった方」…申請書が届かない場合があるため、お問い合わせください。

▶令和2年7月31日現在、会社などの健康保険に加入していた方…加入していた医療保険者にお問い合わせください。払い戻しの申請に介護保険の自己負担額証明書が必要な方は、介護保険課給付係で発行します。